

一般振替 D V P 制度要綱

平成 1 5 年 7 月 2 5 日

証券保管振替機構

< 目 次 >

目的	・・・	1	D V P 振替の申込み	
概要			1 . D V P 振替指図	・・・ 10
1 . D V P の形態	・・・	2	2 . D V P 振替請求	・・・ 11
2 . D V P の運営主体	・・・	2	証券の口座振替	
3 . D V P の利用者	・・・	3	1 . 「実行」と「完了」	・・・ 11
4 . 対象有価証券	・・・	3	2 . 証券振替の実行	・・・ 11
5 . 決済方法	・・・	3	(1) 振替実行条件	・・・ 11
(1) 証券決済	・・・	3	(2) 証券振替の実行	・・・ 12
(2) 資金決済	・・・	4	3 . 再試行	・・・ 13
6 . タイムテーブル	・・・	4	4 . 振替実行条件の充足を図る方法	・・・ 14
(1) 証券振替終了時限	・・・	4	(1) 決済促進送金	・・・ 14
(2) 資金決済時限	・・・	5	(2) 担保指定証券の増額	・・・ 16
7 . リスク管理	・・・	5	5 . 証券振替の完了	・・・ 17
(1) 差引支払限度額	・・・	5	資金の授受	
(2) 確保資産(余裕値)	・・・	6	1 . 資金記帳と決済額	・・・ 18
(3) 資金流動性の確保	・・・	6	2 . 参加者決済額の通知及び承認	・・・ 18
関係当事者			3 . 決済銀行と子会社、参加者間の関係	・・・ 18
1 . D V P 参加者	・・・	7	4 . 日銀当座勘定における資金決済	・・・ 19
2 . 決済銀行	・・・	8	(1) 受払金額	・・・ 19
(1) 決済銀行の業務	・・・	8	(2) 受払順序	・・・ 19
(2) 決済銀行の資格要件	・・・	9		
(3) 決済銀行の変更	・・・	10		
3 . 与信枠提供銀行	・・・	10		

資金決済不履行時の対応	・・・	20
1．決済日当日	・・・	21
2．決済日の翌営業日	・・・	21
（1）資金の支払が履行される場合	・・・	21
（2）資金の支払が履行されない場合	・・・	22
3．純損失が発生した場合の措置（ロス・シェア・ルール）	・・・	22
リスク管理の方法		
1．差引支払限度額	・・・	23
（1）算出方法	・・・	23
（2）最低差引支払限度額	・・・	24
（3）最大差引支払限度額	・・・	24
2．確保資産（余裕値）	・・・	25
（1）受入予定証券と担保指定証券の評価	・・・	25
（2）評価価額の臨時変更	・・・	26
3．資金流動性の総額	・・・	26
4．参加者基金	・・・	28
（1）総額	・・・	28
（2）参加者基金所要額	・・・	28
（3）参加者基金所要額の算出方法	・・・	29
（4）参加者基金の取扱い	・・・	29
（5）参加者基金の返還	・・・	30
5．銀行与信枠	・・・	31

6．口座系		
（1）口座系の指定	・・・	32
（2）差引支払限度額の配分	・・・	32
（3）確保資産の配分	・・・	33
手数料等	・・・	33
実施時期	・・・	33

一般振替 D V P 制度要綱

項 目	内 容	備 考
目的	<p>証券取引の決済における D V P (Delivery Versus Payment) は、証券の引渡しと代金の支払との間の強力なリンクを構築することにより、双方が確実に行われる仕組みであり、決済リスク削減の主要な手段であるとともに、証券決済における S T P (Straight Through Processing) の最終部分を形成する重要な過程である。</p> <p>証券保管振替機構 (以下「機構」という。) は、その振替業務の主要な部分を占める一般振替 (機構における口座振替のうち取引所市場取引及び店頭市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。) について、以下に述べるスキーム案に基づく D V P (以下「一般振替 D V P」という。) の導入により、我が国の証券市場において、国際決済銀行支払・決済システム委員会及び証券監督者国際機構専門委員会による報告書「証券決済システムのための勧告」(平成 13 年 11 月) に準拠する決済環境の実現を図るためのサービスを提供するものとする。</p> <p>なお、この制度要綱に基づく一般振替 D V P の実施に当たっては、主務大臣の認可等並びに日銀当預取引、日銀ネット・オンライン接続及び国債振替決済制度の利用に関する日本銀行の承認を受けることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般振替 D V P のサービス対象となる口座振替としては、機関投資家や外国人投資家が信託銀行や常任代理人(カस्टディ)銀行の口座と証券会社の口座との間で株券の受渡しを行うための口座振替や、市場外取引の決済のための口座振替、貸借取引に伴う口座振替などのうち、当事者が D V P 決済を行うことに合意した振替を想定する。 ・一般振替と取引所取引の決済に係る振替との関係については、資料 1 参照。 ・取引所取引に係る D V P 決済は、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、平成 13 年 5 月から実施されているが、一般振替 D V P が導入されて初めて、我が国の市場が世界主要市場と並ぶインフラを有することとなる。

項 目	内 容	備 考
3．DVPの利用者	<p>機構の参加者のうち、一般振替DVPによる証券及び資金の授受（以下「DVP振替」という。）を利用しようとする者は、子会社に参加の申請を行う。子会社による審査を経て認められた者は子会社の参加者（以下「DVP参加者」又は「参加者」という。）となり、一般振替DVPを利用することができる。</p>	
4．対象有価証券	<p>一般振替DVPの対象とする有価証券の種類は、子会社が別途定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、株券、新株予約権付社債券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券、及び受益証券を想定する。
5．決済方法 (1)証券決済	<p>機構において、渡方DVP参加者（以下「渡方参加者」という。）の参加者口座からDVP振替の実行のために機構内に設けられる子会社の参加者口座（以下「子会社DVP口座」という。）への振替及び子会社DVP口座から受方DVP参加者（以下「受方参加者」という。）の参加者口座への振替により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券振替及び資金振替の概念図については、別紙1参照。 ・DVP振替に係る口座振替については、資金決済の履行を確保した後に証券を受方参加者の参加者口座へ振り替えるため、子会社DVP口座を介在させる。 ・金融庁・法務省告示「株券等の保管及び振替に関する法律第6条第1項第16号に規定する者を指定する件」に基づき、子会社が機構に参加者口座を開設する。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 資金決済</p> <p>6 . タイムテーブル</p> <p>(1) 証券振替終了時限</p>	<p>日本銀行において、資金払込先（決済日における最終的な資金の授受額が払超となる自らの日銀当座勘定口座を利用して資金決済を行うDVP参加者（以下「単独資金決済参加者」という。）及び決済銀行）の当座勘定口座から子会社の当座勘定口座（以下「子会社当座勘定口座」という。）への振替及び子会社当座勘定口座から資金受入先（決済日における最終的な資金の授受額が受超となる単独資金決済参加者及び決済銀行）の当座勘定口座への振替により行う。</p> <p>DVP振替に係る証券振替終了時限は午後2時とする。 午後2時以降は、決済照合システムから子会社へはDVP振替に関する指図は伝達されず、また、この時点で機構において振替未了のDVP振替に係る渡方参加者の参加者口座から子会社DVP口座への振替請求は振替不能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社による日銀当座勘定取引の利用に関しては、日本銀行の承認を受ける必要がある。 ・ 最終的なタイムテーブルの設定は、取引所の取引参加者であるDVP参加者の利便性に配慮しつつ、照合システムとの連動、今後の決済制度に係るインフラの変化を勘案し、必要な修正を加えた上で行うものとする。 ・ 取引所の取引参加者であるDVP参加者が、取引所取引のDVP決済により受領した証券を、一般振替DVPによって転渡するための時間、及びDVP参加者が一般振替DVPにより受領した証券を一般振替DVPによって転渡するための時間の確保を図る。

項 目	内 容	備 考
(2) 資金決済時限	D V P 振替に係る証券振替終了時限後、速やかに資金決済に向けての確認作業、日銀当座勘定における入出金処理を行い、午後 3 時 3 0 分までにはすべての資金決済を終了させるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働当初は 1 日 1 回の資金決済スキームとし、将来的には、そのニーズとフィージビリティを踏まえ、資金決済回数複数化を検討する。
7 . リスク管理	子会社は、以下のようなリスク管理措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理方法の概要については、別紙 2 参照。 ・こうしたリスク管理方法により、ランファルシー基準(ネット決済システムに求められる国際基準)の充足を図る(資料 3 参照)。
(1) 差引支払限度額	子会社は、D V P 参加者毎に、D V P 振替による証券の受領に係る決済価額(支払額)の合計が、証券の引渡しに係る決済価額(受取額)の合計を上回る場合の当該超過額(以下「差引支払額」という。)の限度額(以下「差引支払限度額」という。)を定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・差引支払額及び差引受取額については、別紙 3 参照。 ・差引支払限度額を設けることにより、資金決済不履行の規模を限定するとともに、7.(3) の資金により、決済日当日の資金決済が確実に行われる仕組みとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 確保資産 (余裕値)	<p>子会社は、DVP参加者毎に、その差引支払額以上の価値で次のイ．～ハ．により構成される資産 (以下「確保資産」という。) の確保を図る。</p> <p>子会社は、その評価額の合計を振替請求の都度計算する。</p> <p>イ．参加者基金 (当該参加者が預託した額)</p> <p>ロ．受入予定証券 (当該参加者を受方として行われた証券振替の実行に伴い、子会社DVP口座へ振り替えられている証券)</p> <p>ハ．担保指定証券 (当該参加者が子会社を相手方として担保に指定している証券)</p> <p>DVP参加者は、確保資産の合計額から差引支払額を控除した数値 (以下「余裕値」という。) が、常時、負にならない状態を維持しなければならない。</p> <p>余裕値 = 確保資産の評価額の合計額 - 差引支払額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確保資産の保持により、あるDVP参加者の資金決済不履行で他の参加者が損失を被る事態の防止を図る。 ・受入予定証券及び担保指定証券には掛け目が適用される。
(3) 資金流動性の確保	<p>子会社は、参加者基金及び銀行与信枠から成る資金流動性を確保した上で、資金を速やかに供給できる状態を維持する。そして、資金決済不履行が発生した場合には、これらの資金を利用して一時的に資金を供給し、資金受入先への支払をすべて行うことにより、決済日当日の資金決済を完了させる。</p> <p>翌営業日の所定の時刻までに資金決済不履行を犯したDVP参加者が弁済を行わない場合には、当該参加者の確保資産を速やかに処分することにより不履行額に相当する資金を回収し、銀行借入れの返済及び参加者基金の復元を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差引支払限度額と参加者基金、銀行与信枠の規模のイメージについては、別紙4参照。

項 目	内 容	備 考
<p>関係当事者</p> <p>1. D V P 参加者</p>	<p>D V P 振替を利用することを認められた子会社の参加者。</p> <p>機構の参加者のうち、D V P 振替の利用開始を申請しようとする者は、所定の「D V P 振替利用申請書（仮称）」を子会社に提出するものとする。</p> <p>子会社は、申請者が次のイ. ~ 二. に掲げる基準に適合すると判断するときは、当該機構参加者にD V P 参加者の資格を付与し、D V P 振替の利用開始を認める。</p> <p>イ. D V P 振替に係る業務を確実に遂行するための事務処理能力を持ち、機構、子会社との間の所定の通信設備を有していること。</p> <p>ロ. 申請者が自ら日銀当座勘定口座を利用してD V P 振替に係る資金の受払いを行うことができること又は資金の受払いを日銀当座勘定を通じて行うために子会社の認める決済銀行を指定していること。</p> <p>ハ. D V P 振替に係る債務を履行するのに十分な財政状態及び経営能力を備えていると認められること。</p> <p>二. その他、子会社が、D V P 振替を利用する参加者として不相当であると合理的に判断するに足る重大な否定的事由のないこと。</p> <p>子会社は、申請者にD V P 振替の利用を認めたときは、その旨を当該申請者及び他のD V P 参加者に通知する。</p> <p>D V P 振替の利用を認められた参加者は、子会社の指定する期日までに、参加者基金の預託を行うものとする。</p>	<p>D V P 振替の利用開始時の審査及び継続的なモニタリング内容の詳細については、別途検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の参加者でない者が子会社へD V P 振替の利用を申請する場合には、機構への参加者資格の申請を同時に行い、機構により参加者として認められることが条件となる。 ・機構の特例参加者のD V P 振替利用は認めない。 <p>・D V P 振替の利用開始時に参加者基金として預託する金額は、「D V P 振替の利用開始に伴う届出書（仮称）」等を参考に子会社が決定する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 決済銀行</p> <p>(1) 決済銀行の業務</p>	<p>決済銀行は、決済銀行を指定するDVP参加者（以下「決済銀行指定参加者」という。）との合意に基づき、DVP振替に係る資金の受払業務を、日銀当座勘定を通じて、決済銀行指定参加者のために遂行する。</p> <p>a. 決済銀行受払額の授受 DVP参加者は、各決済日のDVP振替終了後の差引支払額又は差引受取額（以下「参加者決済額」という。）により資金の受払いを行う。決済銀行は、次のイ.~ハ.のいずれかの額（以下「決済銀行受払額」という。）を、子会社日銀当座勘定口座との間で授受する。 イ. 自行を指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額と決済銀行自身の参加者決済額を合計した額 ロ. 自行を指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額を合計した額と、決済銀行自身の参加者決済額 ハ. 自行を指定する決済銀行指定参加者それぞれの参加者決済額と、決済銀行自身の参加者決済額</p> <p>b. 参加者決済額の授受 自行を指定するすべての決済銀行指定参加者との間で、参加者決済額の確認及び授受を行う。</p> <p>c. 決済促進送金に係る業務 決済銀行は、自行を指定する決済銀行指定参加者が、振替実行条件の充足を図るために、決済促進送金として随時行う子会社の当座勘定口座への入金のための送金等の業務を取り扱う。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 決済銀行の資格要件</p>	<p>d . 参加者基金に係る業務 決済銀行は、自行を指定する決済銀行指定参加者が参加者基金の預託・返戻として行う子会社の当座勘定口座への入出金のための送金等の業務を取り扱う。</p> <p>決済銀行を指定しようとするDVP参加者は、所定の「決済銀行の指定に関する届出書(仮称)」を子会社に提出するものとする。 子会社は、DVP参加者から申請された決済銀行になろうとする者が、次に掲げる基準に適合すると判断するときは、当該参加者により申請された者のDVP振替における決済銀行としての業務開始を認める。</p> <p>イ . 当該参加者及び子会社との間で「決済銀行契約書(仮称)」を締結すること。</p> <p>ロ . 業務として為替取引を行うことを認められていること。</p> <p>ハ . 日本銀行に当座勘定口座を保有し、日銀ネットのオンライン利用先であること。</p> <p>ニ . DVP振替に係る決済銀行としての業務を確実に遂行するための、事務処理能力及び子会社との間の所定の通信設備を有していること。</p> <p>ホ . DVP振替に係る決済銀行としての業務を履行するのに十分な財政状態及び経営能力を備えていると認められること。</p> <p>ヘ . その他、子会社が、DVP振替に係る決済銀行として不相当であると合理的に判断するに足る重大な否定的事由のないこと。</p> <p>子会社は、申請された者をDVP振替に係る決済銀行として認めたときは、そ</p>	<p>約款の形式をとり、DVP参加者及び決済銀行が記名捺印を行ったものを子会社に提出する方法も検討する。</p> <p>・いわゆる銀行であること。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 決済銀行の変更</p> <p>3 . 与信枠提供銀行</p> <p>D V P 振替の申込み</p> <p>1 . D V P 振替指図</p>	<p>の旨を当該決済銀行の決済銀行指定参加者及び決済銀行として認められた者に通知する。</p> <p>決済銀行として認められた者は、子会社が定める日より、当該決済銀行を指定するD V P参加者の決済銀行としての業務を開始することができる。</p> <p>D V P参加者は、決済銀行を変更することができる。</p> <p>決済銀行を変更しようとするD V P参加者は、変更後の決済銀行との間で締結した「決済銀行契約書（仮称）」を添えて、所定の様式により、変更を行おうとする日から遡る子会社の定める一定の期日までに、子会社に申請を行うものとする。子会社は、上記（ 2 ）に則った審査を行う。</p> <p>資金決済不履行時に決済日の資金決済をすべて完了させるため、子会社の請求に応じて子会社に資金を貸し付ける銀行。子会社は、与信枠提供銀行との間で予めコミットメントライン等の与信枠に係る契約を締結する。</p> <p>D V P振替を行おうとする渡方参加者及び受方参加者は、子会社に対し、子会社が定める当該D V P振替に係る情報（決済指図データ）を決済照合システムに入力することにより、D V P振替の申込みを行うものとする。当該申込みに基づき、渡方参加者及び受方参加者の双方が、D V P振替により決済を行うことについて異議のないことが確認されたことを条件として、D V P振替を利用した決済</p>	<p>・ D V P 振替指図とD V P 振替請求の関係については、別紙 5 参照。</p> <p>・ D V P 振替の申込みは、決済照合システムを経由して行われる必要がある。</p> <p>両者が異議のないことを確認するための方法について</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2 . D V P 振替請求</p> <p>証券の口座振替 1 . 「実行」と「完了」</p> <p>2 . 証券振替の実行 (1) 振替実行条件</p>	<p>を行うための指図（以下「D V P 振替指図」という。）が生成され、子会社に伝達される。 受方は、子会社が定めるところにより、決済価額の支払を履行しなければならない。</p> <p>子会社は、D V P 振替指図に基づき、渡方参加者の参加者口座から子会社D V P 口座への振替請求及び子会社D V P 口座から受方参加者の参加者口座への振替請求（以下「D V P 振替請求」という。）を機構に対して行う。</p> <p>D V P 振替指図が、下記2 . (1) の振替実行条件をすべて満たしている場合には、機構における渡方参加者の参加者口座から子会社D V P 口座への振替が行われる。この過程を、証券振替の「実行」という。 さらに、実行されたD V P 振替指図が、下記5 . の振替完了条件のいずれかを満たした場合には、機構における子会社D V P 口座から受方参加者の参加者口座への振替が行われる。この過程を、証券振替の「完了」という。</p> <p>D V P 振替指図が、以下のイ . ~ 八 . の振替実行条件のすべてを満たしている場合には、当該D V P 振替指図に係る口座振替が実行される。</p> <p>イ . 証券残高に係る条件 当該D V P 振替指図の渡方参加者の振替対象とされている参加者口座内の証券、受入予定証券及び担保指定証券（以下「振替対象証券」という。）の残高が振り替えるべき数量以上であること。残高不足の場合、当該D V P 振替請求に係る一部の数量のみの振替は行わない。</p>	<p>は、別途検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社は、D V P 振替に係る振替請求を、渡方参加者に代わって機構に対して行う。 ・資金の授受、資金決済不履行時の対応も含めた決済プロセスについては、別紙6 参照。 ・条件を満たさないD V P 振替指図は、再試行順番待ち行列に入れられる。 ・振替対象証券、区分管理証券及び保留残高等の一般振替D V P 制度における証券残高の取扱いについては、別紙7 参照。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 証券振替の実行</p>	<p>ロ . 差引支払限度額に係る条件 当該 D V P 振替指図に係る決済価額を含めて計算を行った場合であっても、受方参加者の差引支払額がその差引支払限度額を超えないこと。</p> <p>ハ . 余裕値に係る条件 当該 D V P 振替指図に係る差引支払額及び確保資産の変動を含めて計算を行った場合であっても、受方参加者及び渡方参加者の余裕値が負にならないこと。</p> <p>振替実行条件をすべて満たした D V P 振替指図については、機構における渡方参加者の参加者口座から子会社 D V P 口座への証券の振替が行われる。 これにより、当該受方参加者に係る確保資産の増加が生じる。一方、当該証券が渡方参加者に係る受入予定証券であった場合には、当該渡方参加者に係る確保資産の減少が生じる。 子会社は、実行された D V P 振替指図について、以下の通知及び記帳を行う。 イ . 当該 D V P 振替指図に係る証券の銘柄・数量等につき、渡方参加者及び受方参加者に通知する。 ロ . 実行された D V P 振替指図に係る決済価額について記録する帳簿(以下「資金記録簿」という。)に、以下の記帳を行う。 受方参加者の資金記録簿への減額記帳及び子会社の資金記録簿への増額記帳。 渡方参加者の資金記録簿への増額記帳及び子会社の資金記録簿への減額記帳。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロ . 及びハ . はリスク管理のための振替実行条件である。具体例については、資料 4 参照。 ・差引支払限度額に係る条件については、別紙 8 参照。 ・余裕値に係る条件については、別紙 9 参照。 ・子会社 D V P 口座内で受方参加者の受入予定証券となる。 ・資金記録簿には、決済促進送金の入金及び引落しについても記録される。

項 目	内 容	備 考
3 . 再試行	<p>上記2 .(1) の振替実行条件のうち一つでも満たしていないD V P 振替指図に係る振替請求については、振替未了となり、再試行の対象となって再試行順番待ち行列の中に、機構における口座振替システムの受付通番順に登録される。</p> <p>再試行順番待ち行列の中に登録されたD V P 振替指図に係る振替請求(以下「待ち請求」という。) については、原則として先入先出(F I F O) 方式で再度振替実行条件に係る確認を行い、すべての振替実行条件を満たした時点で実行される。</p> <p>一般振替D V P における証券振替終了時限が到来しても、証券振替の実行が行われずに、なお再試行順番待ち行列の中に留まっている振替未了の待ち請求については、振替不能となり、当該待ち請求に相当するD V P 振替指図に関する決済指図データは、決済照合システムに差し戻される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再試行の概要については、別紙10 参照。 ・リスク管理に係る振替実行条件が充足されないために再試行となっている待ち請求がある場合には、後順位の待ち請求に係る振替実行条件の変動により、当該待ち請求が先順位の待ち請求よりも先に実行されることがある。 ・D V P 参加者の利便性を考慮し、待ち請求について、渡方参加者が処理順位をコントロールできる付加的な機能を設ける。 <p>証券振替終了時限を迎えて振替不能となったD V P 振替指図の決済照合システムにおける取扱いは、別途検討。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>4 .振替実行条件の充足を図る方法</p> <p>(1) 決済促進送金</p>	<p>D V P参加者は、D V P振替指図が、2 .(1)ロ .の差引支払限度額に係る振替実行条件を満たしておらず、再試行の対象となっている場合、差引支払額を減少させることにより当該条件の充足を図ることができる。</p> <p>また、2 .(1)ハ .の余裕値に係る振替実行条件を満たしていない場合には、差引支払額を減少させること又は確保資産を増加させることにより当該条件の充足を図ることができる。</p> <p>差引支払額の減少（及び余裕値の増加）は、他のD V P参加者へのD V P振替（渡し）を行い受取額（クレジット）を発生させること、又は下記（ 1 ）「決済促進送金」を行うことにより可能となる。</p> <p>また、余裕値の増加は、下記（ 2 ）「担保指定証券の増額」を行い確保資産を増加することによっても可能である。</p> <p>D V P参加者は、随時、子会社の当座勘定口座へ入金すること（以下「決済促進送金（入金）」という。）ができる。</p> <p>また、D V P参加者は、決済促進送金（入金）に係る資金を、一定の条件の下に引き出すこと（以下「決済促進送金（引落）」という。）ができる。</p> <p>子会社は、決済促進送金（入金）又は決済促進送金（引落）が行われた場合、その金額を当該D V P参加者の資金記録簿に増額又は減額記帳する。</p>	<p>・ 2 .(1)イ .の証券残高に係る振替実行条件で再試行の対象となった振替請求は、他の口座振替（非D V Pを含む。）の受方参加者となること等による振替対象証券の増加により条件を充足できる。</p> <p>・ 決済促進送金に係る事務フローについては、資料5参照。</p> <p>・ 決済促進送金（入金）により、当該金額に相当する差引支払額の減少及び余裕値の増加が生じる。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>a . 入金</p> <p>決済銀行指定参加者は、決済促進送金(入金)のため、決済銀行に対して子会社の日銀当座勘定口座への入金を依頼する。</p> <p>単独資金決済参加者又は決済銀行は、日銀ネットを利用して子会社の日銀当座勘定口座への入金を行う。</p> <p>子会社は、日銀からの入金通知を受けて、所要の処理を行い、D V P参加者に対して処理が完了した旨、通知する。</p> <p>b . 引落し</p> <p>D V P参加者は、決済促進送金（引落）のため、子会社に対し、その旨を依頼する。</p> <p>子会社は、所要の処理を行った後、D V P参加者に対し通知を受領した旨通知するとともに、日銀ネットを利用して単独資金決済参加者又は決済銀行の日銀当座勘定口座への入金を行う。</p> <p>決済促進送金（引落）の条件は以下のとおりとする。</p> <p>イ．引落請求金額が、決済促進送金（入金）による入金額を超えないこと。</p> <p>ロ．当該金額の引落を行った場合でも、当該D V P参加者の差引支払額が差引支払限度額を超えないこと及び余裕値が負にならないこと。</p> <p>c . 参加者決済額への算入</p> <p>決済促進送金（入金）が行われ、証券振替終了時限までに引き落とされなかった資金の金額は、参加者決済額の計算に際して、受取額として算入される。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 担保指定証券の増額</p>	<p>D V P 参加者は、随時、担保指定証券を増額することができる。 担保指定証券として差入れが可能な有価証券の種類は以下のとおりとし、その評価額は、子会社が別途定める料率を乗じた額とする。</p> <p>イ . 機構取扱有価証券 当該 D V P 参加者が機構に預託している証券を子会社に担保として差入れる。</p> <p>ロ . 国債証券 (振込国債) 当該 D V P 参加者の振込国債口座から子会社の振込国債口座への口座振替を行う。</p> <p>D V P 参加者は、差し入れた担保指定証券を、余裕値に係る条件を満たす範囲内で受け戻すことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担保の増額 (国債の場合) に係る事務フロー (案) については、資料 6 参照。 参加者口座内に残高として有している証券の子会社の参加者口座への担保差入れの方法については、別途検討。 ・期越えの担保指定証券に関しては、子会社で担保突合の事務が発生する。 ・振込国債による担保受入れを行うためには、子会社が国債振込制度の利用に関する日本銀行の承認を受け、同制度の直接参加者となる必要がある。 ・租税特別措置法第 8 条 (金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用) 第 2 項に基づいて、振込国債の非課税口による受渡しを行う。

項 目	内 容	備 考
5．証券振替の完了	<p>以下のイ．～ハ．のいずれかの条件が成就した場合には、当該DVP振替指図に係る証券につき子会社DVP口座の参加者口座簿に減額記帳され、受方参加者の参加者口座簿に増額記帳されることにより、証券振替を完了させる。</p> <p>イ．当該DVP振替指図に係る受方参加者が行う他の機構参加者への振替請求等（DVP振替指図を含む。）のために受入予定証券が充当されることとなる場合で、当該振替請求等が振替実行条件をすべて満たすとき。</p> <p>ロ．受方参加者が、差引受取参加者となった場合。</p> <p>ハ．受方参加者が、差引支払参加者となった場合で、当該受方参加者が子会社当座勘定口座に入金したとき又は当該受方参加者が指定する決済銀行が子会社当座勘定口座に入金したとき若しくは当該決済銀行の最終的な資金の授受額が受け超となったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該DVP振替指図に係る受方参加者が受入予定証券の振替の完了を子会社に請求した場合で、当該振替の完了を行っても当該受方参加者の余裕値が負にならないときは、イ．に準じて取り扱う。 ・ハ．は、受方参加者が子会社に対し参加者決済額の支払を履行した場合である。

項 目	内 容	備 考
<p>資金の授受</p> <p>1 . 資金記帳と決済額</p> <p>2 . 参加者決済額の通知及び承認</p> <p>3 . 決済銀行と子会社、参加者間の関係</p>	<p>子会社は、D V P 参加者毎に及び子会社自身について、資金決済額を記録するための資金記録簿を設ける。D V P 証券振替に対応する決済価額及び決済促進送金に係る資金の受払いは、参加者毎の資金記録簿及び子会社の資金記録簿に記録される。</p> <p>D V P 参加者は、各決済日のD V P 振替終了後の差引支払額又は差引受取額である参加者決済額により決済を行う。</p> <p>子会社は、参加者決済額を各D V P 参加者に対して、決済銀行受払額を各決済銀行に対して、それぞれ通知する。</p> <p>決済銀行は、子会社から通知された自行を決済銀行として指定する決済銀行指定参加者のそれぞれの参加者決済額について、その支払を承認するか否かの意思表示を子会社に対して速やかに行うものとする。決済銀行は、この手続きをD V P 参加者毎に行うものとする。</p> <p>a . 決済銀行と子会社との関係</p> <p>決済銀行は、子会社から通知を受けた決済銀行受払額を承認した場合には、当該金額を支払又は受領するものとする。</p> <p>子会社は、決済銀行が自行を指定する決済銀行指定参加者の参加者決済額を不承認とした場合には、不承認とされたD V P 参加者の参加者決済額を除いて決済銀行受払額を再計算し、当該決済銀行に通知する。</p> <p>決済銀行自身の参加者決済額に係る子会社との授受は、決済銀行受払額の授受の履行をもって完了するものとする。</p>	<p>・ネットィングの方法は、資金振替に係るすべての関係を個々の参加者と子会社との二者間の関係に置き換えるバイラテラル・ネットィングとする。</p> <p>・参加者決済額の通知及び承認（通常時）の事務フロー（案）については、資料7参照。</p> <p>・子会社から通知された参加者決済額又は決済銀行受払額につき異議がある場合には、当該D V P 参加者又は決済銀行は、子会社に申立てを行うことができる。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>4 .日銀当座勘定における資金決済</p> <p>(1) 受払金額</p> <p>(2) 受払順序</p>	<p>b . 決済銀行と決済銀行指定参加者との関係 決済銀行指定参加者は、自ら指定した決済銀行との間で予め定めた方法により、参加者決済額の確認及び授受を行うものとする。</p> <p>c . 決済銀行指定参加者と子会社との関係 決済銀行指定参加者の参加者決済額に係る子会社との授受は、その決済銀行と子会社との間の決済銀行受払額の授受の履行をもって完了するものとする。 決済銀行が、決済銀行受払額の支払を行わなかった場合には、その理由の如何にかかわらず、当該決済銀行を指定する決済銀行指定参加者は、子会社との間の参加者決済額の授受を行う義務を継続して負い、他の手段を通じて授受を行うものとする。</p> <p>単独資金決済参加者は、参加者決済額により資金決済を行う。 決済銀行指定参加者のために資金の受払いを行う決済銀行は、決済銀行受払額により資金決済を行う。</p> <p>資金決済は、以下の順序で行う（イ . の振替がすべて完了した後にロ . の振替を行う。） イ . 資金払込先の当座勘定口座から子会社当座勘定口座への振替 ロ . 子会社当座勘定口座から資金受入先の当座勘定口座への振替</p>	<p>・ 決済銀行指定参加者は、直接的には決済銀行を相手方として資金の授受を行う。</p> <p>・ 支払えない場合には、当該決済銀行指定参加者についても、決済不履行の手続きを適用する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>資金決済不履行時の対応</p>	<p>決済日の決済時限において、差引支払参加者又は差引支払決済銀行が、当該決済日における参加者決済額又は決済銀行受払額の支払を履行できない場合には、下記 1 .(決済日当日)又は 2 .(決済日の翌営業日)の手順により対応を行う。</p> <p>次のイ . 及びロ . の場合には、支払の履行が行われないものとして取り扱う。</p> <p>イ . 決済銀行が、自行を指定する決済銀行指定参加者について、子会社から通知された参加者決済額を不承認とした場合。</p> <p>ロ . 資金払込時限までに資金払込先の日銀当座勘定口座から子会社当座勘定口座への送金が行われなかった場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者決済額の不承認のパターンについては、資料 8 参照。 ・参加者決済額を不承認とする場合の事務フロー(案)については、資料 9 参照。 ・子会社から通知された参加者決済額について、締切時限までに承認が行われなかった場合にも、決済不履行の手続きを適用する。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 資金の支払が履行されない場合</p> <p>3 .純損失が発生した場合の措置（ロス・シェア・ルール）</p>	<p>決済日に不履行となった資金の支払が所定の時限までに行われない場合には、子会社又は与信枠提供銀行は、以下のとおり確保資産である証券の処分を行い、それによって得た資金をもって猶予された差引受取参加者への支払の履行、銀行借入れの返済、及び参加者基金の復元を行う。</p> <p>イ．受入予定証券の売却 資金決済の不履行により子会社DVP口座に留まっている不履行DVP参加者の受入予定証券の売却を行う。</p> <p>ロ．担保指定証券の売却 子会社に差し入れられている不履行DVP参加者の担保指定証券の売却を行う。</p> <p>万一、前記2.(2)の確保資産の処分等によっても埋めきれない損失が発生した場合には、不履行DVP参加者に対してDVP振替による証券の引渡しを行ったDVP参加者が、その引渡しに係る決済価額の総額の割合に応じて不足額を負担する。</p>	<p>・未払の猶予された差引受取参加者への支払額、未返済の銀行借入額又は未復元の参加者基金が残存する場合である。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>リスク管理の方法</p> <p>1. 差引支払限度額</p> <p>(1) 算出方法</p>	<p>子会社は、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>子会社は、すべてのDVP参加者について、参加者毎に差引支払限度額を定める。</p> <p>子会社は、個々のDVP振替指図について、その振替が実行されたとしても、受方参加者の差引支払額が差引支払限度額を超えないことを、振替実行の条件の一つとする。</p> <p>子会社は、確保すべき資金流動性（参加者基金及び銀行与信枠）の額を、DVP参加者に与えられる最大の差引支払限度額（以下「最大差引支払限度額」という。）よりも大きな額に設定する。これにより、日々の決済において、最大の参加者決済額を負う参加者が資金決済不履行に陥っても、子会社が確保している流動性資金が当日の資金決済に不足する事態を回避することが可能となる。</p> <p>各DVP参加者の差引支払限度額の算出方法は以下のとおりとする。</p> <p>イ. 子会社は、参加者毎に、当該参加者の日中の差引支払額の最大値（以下「差引支払額ピーク値」という。）の過去の一定期間の上位何件かの平均値（以下「差引支払額ピーク平均値」という。）を算出する。</p> <p>ロ. 前イ. で算出した参加者毎の差引支払額ピーク平均値に、その値に応じて子会社が予め定める係数を乗じることにより、各参加者の差引支払限度額を決定する。</p> <p>係数は、最低の差引支払額ピーク平均値に対応する係数を最大として、小さい差引支払額ピーク平均値には大きい係数が、大きい差引支払額ピーク平均値には小さい係数が適用され、最大差引支払限度額に等しい差引支払額ピーク平均値に対する係数は1となる。</p>	<p>複数のDVP参加者が同時に不履行となった場合に備えた資金流動性の総額については、別途検討。</p> <p>・差引支払限度額の算出方法については、別紙11参照。</p> <p>・DTCにおいても同様の方法により差引支払額ピーク値の算出を行っている。</p> <p>・DTCの場合、係数は1～2の範囲内である。</p> <p>・差引支払額ピーク平均値に係数を乗じなければ、各DVP参加者の差引支払限度額は、実績値に応じて減額される一方で、</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 最低差引支払限度額</p> <p>(3) 最大差引支払限度額</p>	<p>ただし、差引支払額ピーク平均値が子会社の定める最低の値（以下「最低差引支払額ピーク平均値」という。）を下回るDVP参加者については、最低差引支払額ピーク平均値を当該参加者の差引支払額ピーク平均値とする。</p> <p>八．各参加者の差引支払限度額の算出は、毎営業日のDVP振替終了後に行い、差引支払限度額が変更となる場合には、翌営業日から適用するものとする。</p> <p>二．子会社は、参加者の資金決済状況などを勘案し、必要であると認めた場合には、上記ロ．で算出した差引支払限度額にかかわらず、当該参加者の差引支払限度額を別途定めることができる。</p> <p>最低差引支払限度額は、最低差引支払額ピーク平均値及びそれに対応する係数により決定するものとする。原則として、参加者基金の最低所要額を預託するDVP参加者（最低差引支払額ピーク平均値の参加者）には、最低差引支払限度額を適用するものとする。</p> <p>最大差引支払限度額は、差引支払額ピーク平均値が最大に近い複数のDVP参加者の値を考慮して子会社が別途定める。見直しは、振替状況等を勘案し、確保すべき流動性総額及びその内訳（参加者基金と銀行与信枠の構成比）の見直し時期と平仄を合わせて実施する。</p>	<p>増額される可能性はない。この係数は、実績値に応じて差引支払限度額が増減するためのバッファとしての役割を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DTCの場合、最低差引支払額ピーク平均値は、参加者基金への最低預託額に参加者数を乗じた値である。 ・ DVP参加者からの申し出による差引支払限度額の減額(システム的な制御)についても認めるものとする。 ・ DTCの場合、最大係数の2である。

項 目	内 容	備 考
<p>2．確保資産（余裕値）</p> <p>（1）受入予定証券と担保指定証券の評価</p>	<p>子会社は、DVP参加者が差引支払額を支払えないことにより他のDVP参加者が損失を被ることを防ぐために、参加者毎に、その差引支払額以上の価値の資産の確保を図る。</p> <p>余裕値は、DVP参加者の確保資産の評価額の合計から当該参加者の差引支払額を減じて得た値である。参加者は、常時、余裕値が負にならない状態を維持しなければならない。</p> <p>確保資産は、次のイ．～ハ．により構成される。子会社は、その評価額の合計及び余裕値をDVP振替指図の都度計算する。</p> <p>イ．参加者基金（当該参加者預託分）</p> <p>ロ．受入予定証券</p> <p>ハ．担保指定証券</p> <p>受入予定証券及び担保指定証券の評価額は、決済日の前日における時価に証券種類毎に子会社の別途定める料率（掛け目）を乗じた額とする。</p>	<p>・一般振替DVP制度の導入の際には、過去の差引支払額の実データが存在しないことから、シミュレーションの結果に基づき、DVP参加者からの申告等を踏まえて差引支払限度額を決定する。</p> <p>・掛け目の決定に際しては、確保資産の証券は、資金決済不履行時に与信枠提供銀行への再担保及び市中売却を行う可能性もあることから、以下の点を考慮する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 評価価額の臨時変更</p> <p>3 . 資金流動性の総額</p>	<p>決済日当日中において、有価証券の市場価格が著しく下落した場合には、子会社は、当該有価証券の評価価額を変更することができる。</p> <p>子会社が評価価額を変更したことにより、D V P 参加者の余裕値が負になった場合には、当該参加者は、追加で担保指定証券を差入れることなどにより、速やかに余裕値を正の値に回復させなければならない。</p> <p>子会社は、資金決済不履行が発生した場合に備えて、当日の資金決済の完了を可能とするための資金流動性を用意する。その内訳は、参加者基金及び銀行与信枠により構成される。</p> <p>子会社は、流動性総額をD V P 参加者に与えられる最大差引支払限度額よりも大きな額に設定することにより、日々の決済において、最大の参加者決済額（差引支払額）を負う参加者が資金決済不履行に陥っても、子会社が確保している資金流動性を充当することにより、当日の資金決済に不足する事態を回避することができる。</p> <p>この考え方は、いわゆるランファルシー基準を充足するものであるが、近年においては、ネット決済システムのリスク管理を一段と強化した考え方として、「最大1社」の決済不能だけでなく、「最大級2社」の決済不能にも備えるという「ラ</p>	<p>差入、返戻の容易性 時価取得の容易性 市場性、信用性</p> <p>・ 整理ポスト銘柄や時価が著しく低い（額面割れ等）銘柄については、掛け目を0%とすることもあり得る。</p> <p>・ 実際に評価価額の変更を行うこととなる場合のガイドラインについては、子会社が予め公表する。</p> <p>・ 「証券決済システムのための勧告」など（資料10参照）</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>ンファルシー + 1 (プラスワン)」なども推奨されていることも考慮し、子会社は、流動性総額を別途定めるものとする。</p> <p>子会社は、流動性総額を、その内訳 (参加者基金と銀行与信枠の構成比) の見直しと併せて、原則として、年 1 回見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性総額の設定に際しては、D V P 参加者におけるコスト増についても十分に考慮する。

項 目	内 容	備 考
<p>4．参加者基金</p> <p>(1) 総額</p> <p>(2) 参加者基金所要額</p>	<p>すべてのDVP参加者は、参加者基金へ現金を預託しなければならない。</p> <p>子会社は、資金決済不履行が発生した場合に備えて、上記3.のとおり当日の資金決済を可能とする資金流動性を用意する。資金決済不履行が発生した場合には、先ず参加者基金、次に銀行借入れの順で当日の資金決済に充当されるが、一定の規模の不履行まで参加者基金の範囲内で対応できるよう、過去の実績値に基づいて、最も流動性の高い現金で用意する基金の総額を決定する。</p> <p>参加者基金として維持されるべき現金の総額（以下「参加者基金所要総額」という。）は、ある一定期間の毎決済日の証券振替終了時における全DVP参加者の参加者決済額の一定の範囲をカバーできる金額で、子会社が別途定める。</p> <p>子会社は、参加者基金所要総額を、流動性総額及びその内訳（参加者基金と銀行与信枠の構成比）の見直しと併せて、原則として、年1回見直すものとする。</p> <p>DVP参加者は、子会社から各参加者の差引支払額ピーク平均値に応じて割り当てられた、当該参加者が参加者基金として預託すべき金額（以下「参加者基金所要額」という。）を、子会社の定める時期、定める方法により預託しなければならない。</p> <p>DVP参加者は、参加者基金所要額を上回る金額を参加者基金に預託することができる。</p> <p>子会社は、各DVP参加者の参加者基金所要額を、原則として、毎月末に見直すものとし、当該変更を実施する日から遡り一定期間を設けた上で、各参加者に通知するものとする。</p>	<p>・参加者基金所要額を上回る金額が預託されている場合の当該超過額は、当該DVP参加者の確保資産に算入される。</p>

項 目	内 容	備 考
(3) 参加者基金所要額の算出方法	<p>参加者基金は、DVP振替に係る資金決済が不履行となった場合に備えたりスク管理方法の一つであることに鑑み、参加者基金所要総額に対する各DVP参加者間の負担割合(参加者基金所要額)は、DVP振替の利用実績に応じて決定する。</p> <p>具体的な決定方法は以下のとおりとする。</p> <p>イ. 子会社は、最低預託額を定め、この金額を一般振替DVPを利用するすべてのDVP参加者に割り当てる。なお、差引支払額ピーク平均値が各参加者が預託した最低預託額の合計値(最低預託額×参加者数)よりも低い参加者の参加者基金所要額は、この最低預託額のみとする。</p> <p>ロ. 参加者基金所要総額から各参加者が預託した最低預託額の合計値を差し引いた残りの金額(以下「追加的責任負担所要総額」という。)については、差引支払額ピーク平均値が最低預託額の合計値を超える参加者が、自社の発生させている差引支払額ピーク値と最低預託額の合計値の差に応じて算出した金額(以下「追加的責任額」という。)に、参加者基金所要額の合計値が参加者基金所要総額になるように調整するための係数(以下「追加負担係数」という。)を乗じて決定された金額(以下「追加的責任負担所要額」という。)を預託する。</p> <p>ハ. 各参加者の参加者基金所要額は、最低預託額と追加的責任負担所要額の合計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者基金所要額の計算方法の仮設例は、別紙12参照。 一般振替DVP制度の導入の際には、DVP参加者からの申告等に基づき決定された差引支払限度額に対応する差引支払額ピーク値を用いて、各参加者の参加者基金所要額の算出のための計算を行う。
(4) 参加者基金の取扱い	<p>子会社は、DVP参加者から預託された参加者基金を管理し、資金決済不履行時には、その裁量により、参加者基金を使用して当日のすべての資金決済を完了させる。</p> <p>子会社は、その裁量により、参加者基金の管理、運用を、子会社の選定した機関に委託することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子会社は、当該機関、運用方法等の選定に際しては、以下の点に留意するものとする。

項 目	内 容	備 考
(5) 参加者基金の返還	<p>脱退等により、DVP参加者でなくなった者(以下「脱退者」という。)は、参加者基金に預託している金額の現金の返還を受ける権利を有する。</p> <p>子会社は、脱退者がDVP参加者でなくなった日から起算して一定期間内に、当該脱退者から参加者基金に預託されている現金を当該脱退者に返還するものとする。</p> <p>ただし、当該脱退者が、子会社に対して弁済すべき債務を負っている場合には、その金額を差し引いて返還するものとする。当該債務の金額が、当該脱退者から参加者基金に預託されている金額を上回る場合には、当該脱退者は、参加者基金に預託している現金の返還を受けることはできず、当該脱退者の残債務について、子会社に対して弁済する責務を負い続けるものとする。</p>	<p>資金預託先や資金運用対象のクレジット・リスクなどのリスクを、可能な限り回避すること</p> <p>資金決済不履行が発生した場合に、速やかに日銀の子会社当座勘定口座へ入金できること</p> <p>参加者基金への付利については、別途検討。</p>

項 目	内 容	備 考
5 . 銀行与信枠	<p>子会社は、参加者基金をすべて使用しても、なお決済日の資金決済を完了できない場合に備えて、予め市中銀行から与信枠の供与を受ける。</p> <p>子会社は、必要な場合には、不履行参加者の確保資産（参加者基金預託分を除く）を担保として与信枠提供銀行に差し入れて借入れを行い、決済日の資金決済を完了させる。</p> <p>子会社は、銀行与信枠の維持に係るコストを、各DVP参加者から徴収することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的が流動性資金の補完であることから、スタンドバイ方式のコミットメントラインに類似したものが想定される。金融機関との契約形態については、一本の契約書のもとで複数の金融機関との間で同一の貸出条件となるシンジケーション方式が可能かどうかについては、別途検討。 ・ コミットメントフィーなどが想定される。

項 目	内 容	備 考
<p>6 . 口座系</p> <p>(1) 口座系の指定</p> <p>(2) 差引支払限度額の配分</p>	<p>機構における区分口座を持つDVP参加者は、子会社に対して申請を行うことにより、当該参加者の差引支払限度額及び確保資産について、区分口座を最小単位とするリスク管理を可能とするために、自らが開設する複数の口座をいくつかのグループ(以下「口座系」という。)に分けることができる。</p> <p>同一口座系に属する口座は、一つの余裕値、一つの差引支払限度額で管理されることとなり、口座系の中のある一つの口座に対して計算される証券の評価価額や資金の増減は、当該口座系全体の余裕値を増減させることとなる。</p> <p>口座系を指定する参加者は、子会社に対して申請を行うことにより、口座系単位で資金決済を行うことができる。</p> <p>口座系を指定しようとするDVP参加者は、子会社の別途定める方法により、口座系の指定について子会社に申請を行うものとする。</p> <p>区分口座を持つDVP参加者であっても、子会社に対する口座系の指定の請求が無い場合には、すべての口座を一つの口座系として扱う。</p> <p>口座系を指定するDVP参加者は、子会社の別途定める方法により、当該営業日における当該参加者の差引支払限度額について、各口座系に配分する比率を子会社に通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座系の概念は、別紙 13 参照。 ・ 口座系は、個別の区分口座単位での管理が可能になるという利点のある反面、ある一つの口座で余剰となっている確保資産を他の口座に自動的に算入することができないという面もある。 ・ 当該営業日の業務時間中における当該営業日の口座系の解除、変更は受け付けない。 ・ 当該営業日の業務時間中における差引支払限度額の配分比率の変更は認めない。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 確保資産の配分</p> <p>手数料等</p> <p>実施時期</p>	<p>口座系を指定するDVP参加者は、子会社の定める方法により、業務開始時点における当該参加者の確保資産のうち、当該参加者が参加者基金として預託している金額の各口座系への配分について、子会社に通知するものとする。</p> <p>口座系を指定するDVP参加者は、日中に決済促進送金の入金又は引落の指図を行う際には、どの口座系を対象とする送金であることを明示するものとする。</p> <p>当該DVP参加者が、業務開始時点において子会社に対して担保差入れしている機構取扱証券については、当該参加者が当該証券の担保指定を行った際の参加者口座（区分口座）の属する口座系又は担保指定を行った際に明示された区分口座の属する口座系の確保資産として算入する。</p> <p>また、当該DVP参加者が、業務開始時点において国債を担保指定している場合には、担保指定を行った際に明示された口座系の確保資産として算入する。</p> <p>一般振替DVPの導入及び運営に係る費用については、DVP参加者による応益的な負担を基本とする。</p> <p>平成16年5月の実施を目途とする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該営業日の業務時間中における参加者基金に預託している金額の配分比率の変更は認めない。 ・業務開始時点における受入予定証券の残高は、通常はゼロである。 <p>手数料については、一般振替DVPの利用促進に配慮しつつ、別途検討を行う。</p>